

## 7. 全体会議・外部評価委員会

### 7. 1 活動報告

活断層の評価に関する調査研究「断層帯深部形状の評価に関する活断層評価研究」全体会議 議事概要

日時 令和2年3月23日 メール審議にて実施

議事 1. 令和元年度事業成果報告と平成29～令和元年度事業成果報告について  
2. その他

活断層の評価に関する調査研究「断層帯深部形状の評価に関する活断層評価研究」外部評価委員会 議事概要

日時 令和2年3月23日 メール審議にて実施

議事 1. 平成29～令和元年度「断層帯深部形状の評価に関する活断層調査研究」の評価

活断層の評価に関する調査研究「断層帯深部形状の評価に関する  
活断層評価研究」外部評価委員会規則

平成29年12月21日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、「活断層の評価に関する調査研究（断層帯深部形状の評価に関する活断層評価研究）」を効果的に推進するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、外部有識者を招聘して本プロジェクトの進捗状況の把握・評価・改善・提言・指導等を目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本プロジェクトに関わる調査・研究計画
- (2) 委員会の構成員
- (3) その他、研究推進に関わる事項

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる職員の中から東京大学地震研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 有識者若干名（変動地形学・地震学・地質学）
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 調査・研究の円滑な推進と有機的な連携を保つため、東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、研究所において実施する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成29年12月21日から施行される。
2. この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

## 7. 2 全体会議・外部評価委員会構成員名簿

### 1. 委託・再委託機関の研究者

国立大学法人東京大学地震研究所	石山 達也（研究代表者）
国立大学法人東京大学地震研究所	佐藤 比呂志
国立大学法人岩手大学	越谷 信
国立研究開発法人防災科学技術研究所	松原 誠
国立大学法人横浜国立大学	石川 正弘

### 2. 外部評価委員会委員

国立大学法人千葉大学	宮内 崇裕（委員長）
国立大学法人弘前大学	小菅 正裕
国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門	重松 紀生

### 3. オブザーバー

（委託元）	文部科学省研究開発局地震・防災研究課
（事務局）	国立大学法人東京大学地震研究所研究支援チーム